

# 綾川町教育・保育施設 入園申込書

(支給認定申請書)

クラス年齢	
同入2子	
第3子	

年 月 日

綾川町長 様

保護者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

こども園への入園につき次のとおり申込ます。

児童名	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	個人番号																	
		年 月 日																			
		第 子																			
認定区分	<input type="checkbox"/> 1号		<input type="checkbox"/> 2号		<input type="checkbox"/> 3号																
保育の 必要量	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(11時間内)						<input type="checkbox"/> 保育短時間(8時間内)														
希望 施設名	第1希望						(希望理由)														
	第2希望						(希望理由)														
	第3希望						(希望理由)														
保育の実施を希望する期間		年 月 日 ~ 年 月 日																			
保育を必 要とする 事由	( ) ( )																				

○ 児童の家庭状況

	(ふりがな) 氏 名	児童 との 続柄	生年月日	職業	同居の 有無	市町村 税課税 の有無	個人番号														
	児童の 世帯員					有・無	有・無														
					有・無	有・無															
					有・無	有・無															
					有・無	有・無															
					有・無	有・無															
					有・無	有・無															
生活保護の状況		<input type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり ( 年 月 日保護開始)																			

○ 課税情報等の確認に係る同意について

綾川町が、入園する児童の保育料を算定するにあたり、必要な町民税の情報及び世帯情報を確認することに同意します。

(保護者氏名) \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

## 記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、町役場に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

1. 「児童」の欄は、「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は、男又は女を記入してください。
2. 「認定区分」「保育の必要量」は、該当するものにチェックをしてください。
3. 「希望施設名」は、希望する順位に従い施設名を記入し、その施設を希望する理由（例えば、既に兄弟が入園しているため、延長保育を実施しているため、距離が近い等）を記入してください。
4. 「保育の実施を希望する期間」には、1号認定の方は、小学校就学始期に達するまでの期間の範囲内でその施設を希望する期間を記入してください。2号・3号認定の方は、小学校就学始期に達するまでの5. の保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
5. 2号・3号認定を受けるための基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育をできない場合に限ります。「保育を必要とする理由」の欄については、( ) 内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が下の表の(1)から(11)までに掲げるいずれの場合に該当するか判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。（例えば、(1)(2)(3)に該当する場合は、勤務先・就労時間・就労日数等、(4)では出産予定日等、(5)では傷病名や治療見込期間、障がいの程度等、(6)では介護をしている人の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、(7)では災害の程度・復旧見込期間等、(8)では、求職活動状況等、(9)では就学先・就学期間・就学時間・就学日数等、(10)では、虐待・DVの状況等、(11)では、育児休業期間・育児休業復帰日等のように具体的な状況を記入してください。）
6. 「児童の世帯員」の欄は、入園児童本人以外の保護者及び同居している親族等の全員について記入するとともに「氏名」についてはふりがなを付し「性別」は男又は女を記入してください。また、「同居の有無」及び「市町村民税課税の有無」の欄は、該当するものに○で囲んでください。

### 保育の必要性の認定基準

保育の必要性の認定を受けられるのは、保護者のいずれも(保護者と別居している場合には児童を養育している者)が次のいずれかの事情にある場合です。

- (1) 就労(居宅外労働) 居宅外で仕事をするのが日常な場合。
- (2) 就労(居宅内労働) 居宅内で内職等の仕事をするのが日常な場合。
- (3) 就労(自営業) 居宅内・外で仕事(自営業・農業)をするのが日常な場合。
- (4) 妊娠・出産 出産前後の場合
- (5) 疾病・障がい 病気、負傷、心身に障がいがある場合。
- (6) 介護・看護 児童の家庭に介護が必要な人は、長期にわたる病人、心身に障がいのある人、看護の必要な兄弟姉妹等がいるため、保護者がいつもその看護にあたっている場合。
- (7) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などにより家屋を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合。
- (8) 求職活動 求職活動(起業準備も含む)を行なっている場合。
- (9) 就学 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)を行なっている場合。
- (10) 虐待・DV 児童虐待を行なっている又は再び行なわれるおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力によりその児童の保育ができない場合。
- (11) 育児休業取得時 当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前の児童が町内の教育・保育施設を利用しており、継続利用を希望している場合。